

## 第2章 支援の水準について

---

京都大学 学生総合支援センター障害学生支援ルーム チーフコーディネーター(助教)

村田 淳

### 1. はじめに(支援の水準とは何か)

---

障害学生支援について、学内における専門組織の設置や担当者の配置、支援に関するシステムや委員会等の整備は緩やかながらすすみつつあることは第1章のとおりである。一方、障害学生支援の本質ともいえる支援の中身については、あまり検証されてこなかったのではないだろうか。日本学生支援機構の実態調査によれば、障害種別ごとに様々な支援が実施されていることがわかるが、あくまでも支援の実態を知るためのデータであるといえる。本章では、このようなデータを再検証し、いくつかの категорияに分けて分析することで、これらを「支援の水準」のひとつとして捉えて、今後、各大学等において障害学生支援を整備していくための手がかりとなることを目指したい。

まず、支援の実態について、(1)情報公開・受入、(2)障害学生の把握、(3)関連部署等との連携、(4)合意形成の過程、(5)学生サポーター、(6)その他、というカテゴリに分けて現状把握し、支援の水準の一視点として提示する。その後、支援における課題について、訪問調査におけるヒアリング結果から抽出し、(1)紛争解決、(2)実習における支援という項目について記述したい。以下、各大学等における障害学生支援の水準について検討するための参考になれば幸いである。

### 2. 支援の実態【現状】

---

#### (1)情報公開・受入

---

障害学生支援は、主に入学後の修学支援が中心であるといえるが、それ以前の「受入」に関することも非常に大切な部分である。それぞれの大学等において、障害学生支援に関する情報を公開することにより、受験希望者があらかじめ大学等の選択の参考になるような情報を得ることが可能となる。また、障害がある場合に、どのような窓口に相談すれば良いのかを明示しておくことで、事前に様々なことを相談することが可能となり、大学等側からすれば、早めに情報を得ることによってその後の対応がスムーズになることも考えられる。とりわけ、入試における配慮(特別措置)を受け付ける窓口を明記しておくことは差しあたり重要であろう。

平成26年度の実態調査によれば、入試要項(紙)及びホームページに事前相談や配慮(特別措置)内容を記載している大学等は、全体で581校となっており、前年度の569校に比べるとやや増加している。ただ、未だ全体の49.0%にとどまっており、約半数の大

学等では十分な情報公開がすすんでいないといえる。さらに、これらの大学等のうち、24.8%は入試要項(紙)にもホームページにも記載がなく、早急な改善が望まれる。

表7 入試要項等への障害学生配慮に関する記載状況(平成26年度調査結果報告書-表38)

区分	大学 (校)	短期大学 (校)	高等専門 学校 (校)	計 (校)	全学校 (1,185校) 中の実施率 (%)
入試要項(紙)及びホームページに記載	429 (420)	102 (101)	50 (48)	581 (569)	49.0 (47.8)
「障害のある方は事前にご相談ください」等の文言を記載(1)	424 (418)	101 (101)	48 (48)	573 (567)	48.4 (47.6)
障害の態様に応じた特別措置内容を記載(2)	11 (25)	1 (5)	2 (2)	14 (32)	1.2 (2.7)
その他(3) ※(1)(2)(3)は、複数回答あり	6 (9)	0 (0)	1 (1)	7 (10)	0.6 (0.8)
入試要項(紙)のみに記載	213 (201)	80 (77)	1 (3)	294 (281)	24.8 (23.6)
「障害のある方は事前にご相談ください」等の文言を記載(1)	210 (199)	77 (74)	1 (3)	288 (276)	24.3 (23.2)
障害の態様に応じた特別措置内容を記載(2)	4 (9)	2 (2)	0 (1)	6 (12)	0.5 (1.0)
その他(3) ※(1)(2)(3)は、複数回答あり	3 (2)	4 (4)	0 (0)	7 (6)	0.6 (0.5)
入試要項(紙)にもホームページにも記載していない	131 (159)	157 (175)	6 (6)	294 (340)	24.8 (28.6)

ちなみに、入学者選抜における配慮(特別措置)に関する事前相談の窓口を「入試に関する事務を担当する部署」とする学校は1,134校(95.7%)となっており、前回調査から0.7ポイント増となっている。

表8 入学者選抜における配慮(特別措置)についての  
事前相談の窓口(平成26年度調査結果報告書-表40)

区分	大学 (校)	短期大学 (校)	高等専門 学校 (校)	計 (校)	全学校 (1,185校) 中の比率 (%)
入試に関する事務を担当する部署	759 (745)	318 (328)	57 (57)	1,134 (1,130)	95.7 (95.0)
障害学生支援を担当する部署	36 (33)	21 (12)	3 (3)	60 (48)	5.1 (4.0)
入試を実施する学部、学科	68 (73)	36 (30)	0 (0)	104 (103)	8.8 (8.7)
その他	14 (19)	10 (6)	1 (1)	25 (26)	2.1 (2.2)

入学者選抜において実施可能な配慮(特別措置)の主な内訳は、「車椅子の持参使用」(84.9%)、「松葉杖の持参使用」(83.5%)、「別室を設定」(81.3%)、「試験場への車での入構許可」(81.0%)、「補聴器の持参使用」(76.0%)の順となっている。一方、「点字問題を点字で解答」(11.2%)や「手話通訳者の付与」(11.2%)など、専門的な対応が必要となる特別措置の実施比率は低い傾向になる。

また、校種別にみると、大学では「車椅子の持参使用」が最も多く、短期大学では「松葉杖の持参使用」が最も多く、高等専門学校では「別室を設定」が最も多くなっているが、配慮(特別措置)の内容は概ね共通する傾向がみられる。

表9 入試要項等への障害学生配慮に関する記載状況（平成26年度調査結果報告書-表41）

区分	大学 (校)	短期大学 (校)	高等専門 学校 (校)	計 (校)	全学校 (1,185校) 中の比率 (%)
点字問題を点字で解答	114	19	0	133	11.2
拡大文字問題の準備	375	151	15	541	45.7
拡大解答用紙の準備	366	143	14	523	44.1
音声で出題し音声で解答	47	13	1	61	5.1
マークシートに替えて文字で解答	99	24	0	123	10.4
チェック解答	128	26	0	154	13.0
試験時間の延長	449	126	17	592	50.0
照明器具の準備	312	114	26	452	38.1
特製机の使用	286	71	20	377	31.8
拡大鏡等の持参使用	526	188	33	747	63.0
補聴器の持参使用	620	245	36	901	76.0
車椅子等の持参使用	687	273	46	1,006	84.9
松葉杖の持参使用	666	278	46	990	83.5
パソコン等の持参使用	139	44	2	185	15.6
手話通訳者の付与	106	26	1	133	11.2
文書による伝達	432	134	15	581	49.0
窓側の明るい席の指定	591	240	37	868	73.2
トイレに近接する試験室に指定	632	227	39	898	75.8
別室を設定	654	258	51	963	81.3
試験室を一階に設定	466	174	39	679	57.3
介助者の付与	262	86	8	356	30.0
試験場への車での入構許可	659	261	40	960	81.0
その他	181	38	6	225	19.0

受入に関しては、オープンキャンパス等での支援の実施も有効な情報公開の手立てであるといえる。各大学等において、どのような支援が実施されているのかを知ることは、障害のある受験希望者が学生生活を具体的にイメージする時に大いに参考になるだろう。大学等としても、事前に支援について相談及び模擬的な実施ができることは、一定のメリットがあると考えられる。ヒアリング調査の結果からも、いくつかの大学等においてオープンキャンパスにおける相談や支援を行っているケースがある。今後、オープンキャンパス等の実施状況についても、実態調査に加えることを検討する必要があるだろう。

## (2) 障害学生の把握

障害学生支援をすすめるにあたり、大学等のなかで障害学生をいかに把握するかはひとつの課題である。障害学生からの相談をどこで受け付けるのか、また、その情報をいかに集約していくのかは、各大学等において様々な仕組みがあるだろう。ヒアリング調査からは、大規模の大学等と小規模の大学等において、障害学生の把握状況に大きな違いがみられた。

例えば、小規模の大学等においては、教職員と学生の距離感が近く、お互いが顔見知りになっているというような点にメリットがある。また、発達障害学生等への対応にあたっては、出欠等を管理できるシステムなどがあり、客観的な情報から学生の調子を判断できるような仕組みをもっている大学等もある。もちろん、得られた情報からいかに相談や支援につなげるかの課題はあるが、大学等がある一定の情報を管理できるという点は、小規模大学のメリットといえるだろう。ただ、教職員と学生の距離感が近いことによる課題もあるようである。ある大学等では、一般の教員が学生相談も引き受ける体制(兼務)になっているため、場合によっては学生が相談しにくい状況もあるということであった。さらに、カウンセラー等が非常勤である場合など、学内の教職員との連携に課題がある場合もあるとのことであった。

一方、大規模の大学等においては、リソースの充実はみられるものの、連携面での課題は少なくないようである。また、学部等によって障害学生支援に対する温度差があるなど、組織全体でのコンセンサスの構築には課題があるとのことであった。このような場合は、障害学生の所属学部等によって障害学生支援の実施状況に差が出てしまうことも懸念される。大規模の大学においては、ある一定の共通認識をひろめる工夫が必要になるだろう。

### (3) 関連部署等との連携

障害学生支援をすすめる上では、様々な部署と連携することが必要になるだろう。ここでは、保健管理センターや学生相談部署等の専門的な窓口では無く、大学等の本部、とりわけ施設関係の部署との連携について記述する。

障害学生支援において、基礎的な環境となるバリアフリー化は非常に大切である。大学等における施設設備の整備率が高い項目は、屋外においては「専用駐車場」「道路の舗装、段差の解消等」、屋内においては「障害者用トイレ」「エレベーター」、支援機器においては、「車椅子、簡易ベッド等」となっている。

表 10 障害のある入学者を受け入れるための施設・設備の整備状況

区分	学内全体に 整備	現在必要な 箇所に整備	部分的に整 備しているが 不十分	整備中また は年度内に 整備予定	未整備	整備率	
	(校)	(校)	(校)	(校)	(校)	(%)	
屋外	道路の舗装、段差の解消等	247	395	368	2	168	54.2
	手すり、スロープ、階段昇降機等	140	465	420	1	158	51.1
	点字ブロック、標識シール等	69	208	242	0	657	23.4
	専用駐車場	231	466	158	5	324	58.8
屋内	自動扉等出入口の整備	177	390	346	1	267	47.8
	エレベーター	296	450	322	2	117	63.0
	手すり、スロープ、階段昇降機等	142	459	434	0	146	50.7
	車椅子移動等に必要スペース確保	214	399	353	1	214	51.7
	点字プレート等教室表示	26	101	107	4	934	10.7
	聴覚障害者用屋内信号装置	1	23	14	0	1,127	2.0
	障害者用トイレ	254	534	297	2	97	66.5
	自習室、独習室	80	248	171	5	673	27.7
	磁気誘導ループ	0	10	4	0	1,149	0.8
	点字プリンタ	7	88	22	3	1,044	8.0
支援機器	立体コピー機	3	25	2	2	1,130	2.4
	拡大読書機	8	83	19	1	1,056	7.7
	点字携帯端末	2	23	2	0	1,132	2.1
	筆談器等	9	68	36	0	1,050	6.5
	車椅子、簡易ベッド等	155	602	237	0	182	63.9
その他	1	41	12	1	5	3.5	

このような施設設備の整備率が高い項目は、校種別にみて概ね共通する傾向がある。

また、施設・設備の整備状況については、平成26年度調査では、屋外、屋内、支援機器の3つのカテゴリーで以下の具体的な内容を挙げて、その整備状況をたずねているが、ここでは、各カテゴリーの実施校数の平均を、学校種別・設置別に検証した。構成比は、その区分の総学校数に対する割合である。

すべての学校種において、屋外の整備率と比較して屋内の整備率が低く、支援機器の整備はほとんど進んでいないといえる。「学内全体に整備」と「現在必要な箇所に整備」を合わせた整備率の最も高いのは、大学の屋外整備で、公立大学67.4%、国立大学60.2%、私立大学49.5%で、大学の整備率を平均すると59.1%、短期大学の平均値が34.9%、高等専門学校の前平均値が35.6%である。

表11 施設・設備の整備状況（学校種別・設置別）（第1章一表1）

	※整備校数は各項目の平均値	全体の 学校数 (校)	学内全体に整備		現在必要な 箇所に整備		部分的に整備 しているが不十分		整備中または 年度内に整備を予定		未整備	
			(校)	構成比	(校)	構成比	(校)	構成比	(校)	構成比	(校)	構成比
大学	屋外	国立	86	11.8	40.0	46.5%	28.5	33.1%	0.0	0.0%	5.8	6.7%
		公立	86	22.8	35.3	41.0%	14.8	17.2%	0.0	0.0%	14.0	16.3%
		私立	608	95.0	206.3	33.9%	151.8	25.0%	1.0	0.2%	152.3	25.0%
	屋内	国立	86	9.7	29.6	34.4%	17.8	20.7%	0.3	0.4%	27.7	32.2%
		公立	86	18.3	22.0	25.6%	12.1	14.1%	0.0	0.0%	33.9	39.4%
		私立	608	75.9	156.2	25.7%	119.0	19.6%	0.8	0.1%	253.0	41.6%
支援機器	国立	86	1.8	18.5	21.5%	6.2	7.2%	0.0	0.0%	56.7	65.9%	
	公立	86	3.0	11.7	13.6%	3.0	3.5%	0.0	0.0%	67.7	78.7%	
	私立	608	19.0	78.8	13.0%	27.2	4.5%	0.8	0.1%	472.7	77.7%	
短期大学	屋外	公立	18	3.0	3.5	19.4%	6.5	36.1%	0.0	0.0%	5.0	27.8%
		私立	330	32.3	79.0	23.9%	80.8	24.5%	0.8	0.2%	134.0	40.6%
	屋内	公立	18	1.0	4.2	23.5%	5.3	29.6%	0.0	0.0%	7.4	41.4%
		私立	330	22.7	63.2	19.2%	61.9	18.8%	0.3	0.1%	177.7	53.8%
	支援機器	公立	18	0.5	1.5	8.3%	0.7	3.7%	0.0	0.0%	15.3	85.2%
		私立	330	6.0	31.3	9.5%	14.2	4.3%	0.2	0.1%	272.5	82.6%
高等専門学校	屋外	国立	51	6.5	18.3	35.8%	12.5	24.5%	0.3	0.5%	13.8	27.0%
		公立	3	0.0	0.8	25.0%	1.0	33.3%	0.0	0.0%	1.3	41.7%
		私立	3	0.5	0.5	16.7%	1.3	41.7%	0.0	0.0%	0.8	25.0%
	屋内	国立	51	4.3	14.6	28.5%	9.7	19.0%	0.2	0.4%	22.0	43.1%
		公立	3	0.2	0.2	7.4%	0.9	29.6%	0.0	0.0%	1.7	55.6%
		私立	3	0.1	0.4	14.8%	0.9	29.6%	0.0	0.0%	1.6	51.9%
支援機器	国立	51	0.3	5.8	11.4%	1.7	3.3%	0.0	0.0%	42.2	82.7%	
	公立	3	0.0	0.3	11.1%	0.2	5.6%	0.0	0.0%	2.5	83.3%	
	私立	3	0.0	0.2	5.6%	0.0	0.0%	0.0	0.0%	2.8	94.4%	

ただ、部分的に整備率が高い項目があるものの、それも含めて、決して高い整備率とはいえない。全体的な改善が求められる状況となっているが、コスト面の課題もあり、各大学等だけで抜本的な解決は難しく、行政的にも何らかの措置が必要になると考えられる。

#### (4) 合意形成の過程

障害学生支援における合理的配慮の実施において、合意形成の過程(仕組み)を明確に整備している大学等は、現時点では多くないだろう。第1章では、専門委員会について触れているが、このような機能も含めて、合意形成の仕組みを整備できているかどうかは、支援の水準のひとつといえる。

ヒアリング調査の結果から、障害学生の把握((2)の項目)と同様に、大規模と小規模の大学等において状況の違いが読み取れる。小規模の大学等では、比較的小回りがきくため、柔軟性もある点がメリットであるが、専門的なリソースとの連携に課題がある。一方、大規模の大学等においては、各学部等の温度差をいかに埋めていくのかが課題となるだろう。いずれにしても、障害者差別解消法の影響により、合理的配慮の提供が強く求められることになるため、それぞれの大学等において合意形成の過程を明確にしておくことが望ましい。ヒアリング調査を行なった大学等のなかでは、対応指針を検討したり、プロジェクトチームで検討する仕組みをつくっているというケースもあった。

## (5) 学生サポーター

---

障害学生支援における人的支援を同じ大学の学生(以下、「学生サポーター」という。)が担うことは少なくないが、その実態は様々である。実態調査によれば、聴覚障害学生に対する支援における「ノートテイク」「パソコンテイク」「ビデオ教材 字幕付け」などは、その作業を学生が担うことが多いということがわかる。ただ、学生サポーターの養成や登録・派遣の仕組み、スキルアップ等の研修などの状況は、各大学等で支援のニーズも異なるため、一様ではないと考えられる。

ヒアリング調査の結果から、各大学等で様々な状況があることがわかった。以下、いくつか記述する。

- ✚ 学生サポーターは有償であることが多い。
- ✚ 学内のボランティアサークルと連携している。
- ✚ ホームページ等で学生サポーターを募集している。
- ✚ バリアフリー化の調査なども学生サポーターが担っている。
- ✚ リーダー学生を養成し、学生サポーターの養成講座を開講する。

ただ、一方では学生サポーターによる人的支援について、課題を抱えている大学等も少なくない。例えば、カリキュラムの都合上、空き時間が少なく学生が支援に参加できないなど、養成・派遣以前の課題がある大学等もあった。小規模の大学等においては、「地域の大学等で人材(学生サポーター)を共有できないか」の検討をしている大学等もあった。

なお、障害学生支援において、学生サポーターが人的支援を担うということが望ましいかどうかについては、今後も議論される必要があるだろう。支援の量・質を確保するために、どのような方策が望ましいかは今後も課題となると考えている。

## (6) その他

---

各大学等においては障害学生支援においては、それぞれに「支援のコツ」が存在するようである。学内連携をうまくすすめるため、あるいは、合意形成の過程をスムーズにするためのコツについては、何らかの形で事例共有できると良いだろう。ヒアリング調査では、例えば、コーディネーターが2週間ごとに支援内容を見直すような仕組みをもっている大学等もあった。

また、いくつかの大学等からは、地域のネットワークについての言及があった。各大学等の間でノウハウや資源を共有することは、支援担当者としては非常に有益であるということであった。このような機能を果たす代表的なネットワークのひとつとして、「関西障害学生支援担当者懇談会(KSSK)」があげられる。関西圏の障害学生支援担当者を中心に年に2回の懇談会が実施されており、参加者は数十名にのぼる。本懇談会は数年来実施されており、すでに16回を数えている(平成28年3月現在)。このような現場レベルでの情報交換・意見交換は、各大学等における支援の水準を高めるために有効なものであると考えられる。

### 3. 支援の実態【課題】

---

#### (1) 紛争解決

---

今回実施したヒアリング調査では、明確な紛争解決(不服申し立てへの対応)が明確になっていないという大学等がほとんどであった。全く対応できないというわけではなく、既存の委員会(ハラスメント委員会等)において対応するというものであるが、障害学生支援に特化した形で設置されるわけではなかった。各大学等における今後の対応が注目されるが、実態調査等においても項目等の検討が求められる。

#### (2) 実習における支援

---

ヒアリング調査では、修学支援の実施にあたり、とりわけ、実習(学内・学外)における支援が課題となっていることがわかった。教職、医療、福祉等の資格取得に関係するような大学等・学部等では、喫緊の課題となっているとのことであった。いずれの大学等においても、ケースごとに判断をしながら支援を検討しているようであるが、その負担は少なくなるとのことであった。もちろん、障害学生も様々な分野で学ぶ権利があり、教育機関としては、合理的配慮という観点で能動的に支援していくことが求められるだろう。ただし、実習では学外機関とのやりとりも発生するため、簡単に支援を判断することはできない。支援の考え方や方法が確立していない状況があり、事例の共有やノウハウの蓄積が求められる。

### 4. おわりに

---

支援の水準を念頭に実態調査やヒアリング調査の結果を分析するにあたり、当然ながら、各大学等の設置形態による課題の偏りもみられた。例えば、大学と短期大学・高等専門学校では、前提となる事情が異なるため、一概に支援の水準を検討することは難しい。また、いくつかの項目で明らかになったが、規模の違いも支援の水準を検討する場合には考慮する必要があるだろう。しかしながら、本章でとりあげた項目等は、各大学等が最低限備えるべき項目であるともいえる。今後、各大学等における障害学生支援体制を整備して行くにあたり、何らかの参考になれば幸いである。

本章では、障害学生支援における支援の水準について記述したが、ここで取り上げた項目はその一部であることは言うまでもない。ここでは、あくまでも、支援の周辺状況を捉えたに過ぎず、本質的な中身にまでは踏み込めていない。例えば、各大学等における支

援の内容が適切なものであるか、また、教職員の意識・理解はどのようなレベルにあるのか。さらに、最も重要だと考えるのは、障害学生自身が所属する大学等における支援に対してどの程度の満足感をもっているのかなど、支援の水準を検討する上では欠かせない項目に触れることができていない。このあたりについては、今後の課題といえるが、実態調査という枠組みのなかで取り扱うことができるかは検討する必要があるだろう。今回取り上げた「支援の水準」についても、今後、様々な議論・検討がなされることを期待する。